

# 門川町社会福祉協議会役員並びに 評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、門川町社会福祉協議会の役員並びに評議員等の報酬等について定めるものとする。

(役員並びに評議員等の報酬の額)

第2条 役員並びに評議員等の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

(費用弁償)

第3条 役員並びに評議員等が公務のため旅行及び会議等に出席する場合は、その旅行及び会議等について費用弁償として、旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は別表第2のとおりとする。ただし、前項の規定にかかわらず、公務員及び本会職員がその職務上就任しているときは、支給しないものとする。

(報酬支払方法)

第4条 第2条に規定する報酬、費用弁償等は本人の指定する本人名義の金融機関口座振込により支給する。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月29日から施行する。